公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 11 月 11 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト

調達管理番号：26a00929

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 11 月 11 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年1月　～　2032年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2027 年１月　～　2029 年１月（２４か月）

第２期：2029 年１月　～　2032 年１月（３６か月）

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第１期

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 20%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 20%を限度とする。

第２期

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 13%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 13%を限度とする。

３）第３回（契約締結後 25 か月以降）：契約金額の 13%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第１期

1）2027 年度（2027 年 12 月頃）

第２期

1）2029 年度（2029 年 12 月頃）

2）2030 年度（2030 年 12 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

経済開発部　農業・農村開発第一グループ　第三チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 11 月 17 日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 11 月 18 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年 11 月 24 日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026 年 12 月 7 日　12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026 年 12 月 16 日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先：

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00860）の受注者（株式会社メトリクスワークコンサルタンツ）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２.（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/1ij2fDxkKp

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２.（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２.（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書は PDF にパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４.（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくよ

うにしていただくようお願いします)。

⑤ 別提案書（第３章４.（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４.（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙 5 の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４.（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可)、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	プロジェクトを効果的に統制管理するための業務従事者の構成	第 3 条 2（1）
2	Embrapa 及び複数の協働機関と認識を揃え、協働し、プロジェクトの目標達成を効果的に推進する具体的な方法、工夫及びワークフロー	第 4 条 2 （1）①～③

3	プロジェクト終了後の発展シナリオ、及びそれを見据えた成果の発展・波及に向けた工夫	第4条2 （1）①～③

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「事業事前評価表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026 年 3 月

・RD 署名：2026 年度 11 月 5 日

☒別紙１「事業事前評価表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙３「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）本プロジェクトの概要及び業務従事者の構成

本プロジェクトは、ブラジル・セラード地域において、日伯間の研究協力及び官民連携を通じて、劣化牧野のモニタリング・分析手法の開発並びに劣化牧野の回復及び持続的な農地への転換に資する技術開発を行うことにより、政策の策定及び施策の実行に必要なデータ基盤と運用体制を構築し、同地域の天然資源及び環境と調和した農業開発に寄与するものである。協力期間は 2027 年度～2032 年の 60 か月を予定している。案件概要に関する情報は、別紙１「事業事前評価表」、別紙２「プロジェクト概要の概念図」及び配布資料「詳細計画策定調査報告書案」を参照すること。

相手国実施機関のブラジル農牧公社（Embrapa）は、これまでの日伯の農業開発協力により、日本に対する高い期待と密接な協力関係を有している。また、本プロジェクトは、既存の技術を移転するのではなく、解決するべき課題に対して知識を創造し、社会実装を行うプロセスを作っていくものである。予め定められた単線的な事業プロセスではなく、協働した研究開発・技術開発を通じて解決策を提示し、実用化することが求められる。

本プロジェクトの実施に当たっては、受注者が Embrapa や日本の協働機関と緊密に連携し、現地の状況を的確に把握しながら、日本の知見や技術を成果へと結び付ける実効性の高いプロジェクトマネジメント能力を有することが求められる。なお、業務主任者及び研究管理の役割担う業務従事者については、Embrapa との円滑な意思疎通と緊密な連携を確保する観点から、比較的長期間現地に滞在し、いずれかが現地に滞在する期間を可能な限り確保することを想定する。また、その他の人材として、業務主任者等を補佐し、現地における日常的な調整・モニタリング等を対

応するローカルスタッフの傭上も想定する。

（２）多様な関係者との協働

本プロジェクトにおいては、日本の知見を結集してセラード地域の劣化牧野の回復に取り組むこととしている。このため、劣化牧野の分析・回復に高い専門性を持った日本の研究機関や右課題の解決に資する日系企業と協働し、日本の知見をブラジル劣化牧野の科学的な状況把握と解決策に活かす協力を事業内容の核とする。具体的な協働機関は、当機構が配布する資料を通じて開示するが、現時点において以下の表に記載した機関との連携が想定されている。記載した協働機関は、機関によって異なるものの、これまで当機構及び Embrapa とのオンライン会議や現地出張を通じて累次に渡る意見交換を行っており、機関によって差はあるものの、本プロジェクトへの参加意志を有し、また、一部の機関は研究活動内容について一定の基本計画を有していることを確認している。

① 成果１（「劣化牧野マッピング、土壌健全性、気候リスク及び経済評価に関する手法及びデータセットが開発される」）に関係する機関

番号	協働機関	プロジェクト・Embrapa との協働内容	PDM 上の該当活動
1	国立大学法人 A	土壌健康指標及び GHG に関する長期観測	成果 1 の活動 1-2 群「土壌機能及び回復評価」
2	国立研究開発法人 A	気象データの高度化及び農業リスク評価	成果 1 の活動 1-3 群「牧野に関する気候リスク評価」

② 成果 3（「日伯連携を通じて、気候変動リスクに対応した牧野、土壌管理手法及び栽培手法が開発されるとともに、パイロット実証を通じて普及及び展開戦略が策定される」）に関係する機関

番号	協働機関	プロジェクト・Embrapa との協働内容	PDM 上の該当活動
3	複数の日系企業（劣化牧野回復に資する製品・技術を有する企業、3-5 社程度を想定）	牧野、土壌管理及び栽培技術等の実証	成果 3
4	複数の本邦研究機関（1-2 つの機関程度を想定）		成果 3

（３）協働機関との再委託契約等

受注者は、Embrapa 及び当機構と連携しながら上述の協働機関を積極的にプロジェクト活動に巻き込み、R/D 等で示すプロジェクト目標や成果、指標等の実現に向けて活動を総括していく。受注者及び各協働機関との連携に際して、協働機関の業務内容に応じて再委託契約の締結の有無、内容（契約上限額を含む）及び方法等について、当機構との契約開始後に受注者・当機構・協働機関の 3 者により協議を行う。

再委託契約を行う場合には、その後、受注者及び協働機関の 2 者により契約交渉を行い、合意形成後、再委託契約を締結する。現時点において以下のような連携方法を想定している。なお、再委託契約については定額計上とするため、本業務に対する応募の際に提出いただく見積書に計上する必要はない。また、それ以外の連携方法をとる場合において、同連携に伴い経費が発生する場合には契約変更により増額を行うため、同様に見積書に計上する必要はない。

番号	成果	協働機関	受注者との連携方法（案）
1	成果 1	国立大学法人 A	●連携方法： 受注者が同大学法人と再委託契約を締結する（契約相手先は JICA が指定する予定）。 ●再委託契約の内容詳細（案）： 本プロジェクトではセラード地域における劣化牧野のモニタリング及び優先介入地域の特定等の政策判断に資する、各種データ・モデルを統合した意思決定システム（DSS）の開発を行うが、本再委託契約では、データやモデルの提供、解説などを通じてその支援を行う。Embrapa の構想上、同 DSS には牧野の回復手段を検討する上で必要不可欠な土壌健全性の評価モデルや回復ポテンシャルの定量的把握等を行うデータを導入する予定であり、加えて、土壌健全性と GHG 排出の関係性を把握するモデルの反映が求められている。 ●成果発現に向けた再委託先との関係性に関する基本的な考え方： 受注者は、本プロジェクトの専門家として、本成果に係る活動の実施及び成果の発現について、一義的な管理責任を負う。一方、本成果に係る活動において取り扱う技術・研究手法、研究の進捗管理及び研究成果の品質管理等については、JICA が指定する再委託契約

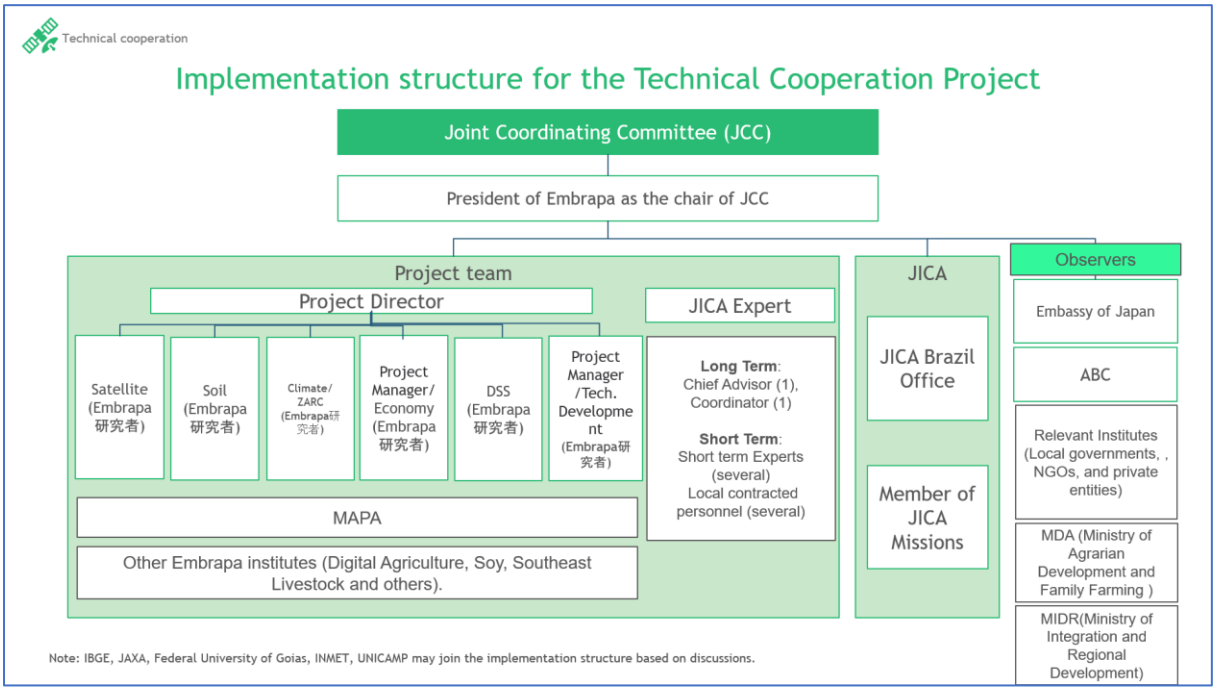
			の相手方である大学法人が主体となって担うものであり、その活動や有する技術・知見に依拠する部分が大きい。また、自然条件等、受注者の管理の及ばない外部要因によっても成果の発現が左右されることが想定される。このため、成果の発現等について、その結果のすべてを受注者のみの責任に帰することが適切でない場合も想定される。 このような役割分担及び関係性を踏まえつつ、受注者は、再委託先となる大学と緊密に連携し、一体となって本成果に係る活動に取り組むものとする。その際、再委託先が有する研究・技術上の知見や専門性を最大限に活用するとともに、その能力が十分に発揮されるよう、必要な調整・支援及び進捗・品質管理を行い、本成果の確実な発現に向けて最大限の取組を行うものとする。 ●再委託契約の枠組みにおける知的財産権の取扱い： ・再委託先である大学法人が本事業以前から独自に保有している製品・技術等の機密情報に関する知的財産権は、引き続き同大学法人に帰属する。 ・本プロジェクトの実施を通じて取りまとめられた成果や各種データについては、本プロジェクト実施期間中に Embrapa に情報共有することとし、また、JICA 報告書に公開することとする。ただし、知的財産権に係る情報については、再委託先と相談の結果、非開示にする等の処理を可能とする。 ●支払い・検収方法： 再委託先と協議の上、具体的な支払方法を決定する。事例として、JICA のコンサルタント等業務実施契約で一般的に採用されている方法を参考に、予め一定の区分期間（例：1 年間）及び支払いの対象となる間・最終成果品（報告書等）を設定し、各成果品の提出に応じて所定の部分払いや精算払いを行う方法を想定する。その場合、成果品の検収は基本的に受注者が再委託契約に基づき実施する。または、業務完了の報告書等による確認に基づき支払いを行う。

2	成果１	国立研究開発法人 A	●連携方法： 当機構が同研究開発法人の職員（1 名を想定）の短期専門家派遣を行う。従って、受注者と同法人との再委託契約等は発生しない見込みであり、受注者は、ブラジル現地における同職員の出張時の受け入れ支援を行うことを想定。 ●成果発現に向けた同研究開発法人等との関係性： 受注者は、同研究開発法人との間に直接の契約関係は生じないことを想定しているが、プロジェクト専門家として、同研究開発法人に対しても出張時の受入れ支援をはじめ、本成果に係る活動の実施及び発現に資する支援・調整等の取組みを行う（但し、研究機関に対する直接の経費等の負担や研究活動に係る役務の提供は行わない)。
3	成果 3	複数の日系企業等（3～5 社程度を想定）	●連携方法： 受注者が日系企業等（劣化牧野回復に資する製品・技術を有する企業等）と再委託契約を締結する。受注者は、Embrapa 及び当機構と協議のうえ募集要項を作成し、それに沿って企業等の選定を進める。当機構との協議を経て最終選定した後、契約交渉を行い、受注者と各企業との再委託契約を締結する。なお、日系企業等の選定及び同法人との連携活動の実施方法については、下記【類似する業務】の業務実施契約の公示時点における企画競争説明書 Pg.12 第 5 条「調査の内容」のうち、「（２）実証事業の設計・参画スキームの構築」～「（４）事業化に向けたデータ要件の整理とエビデンス構築 」に記載されている方法を踏襲する。（【参考】類似する業務「ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型)」） ●再委託契約における受注者の業務内容： 受注者は、日系企業等との再委託契約を通じて成果 3 の枠組みで各法人が実施するパイロット実証事業について支援を行う。契約金額内訳は活動に必要な各種経

			費（出張旅費、資機材費、現地特殊傭人費等）となる。 ●成果発現に向けた再委託先等との関係性： 基本的に上記国立大学法人 A との再委託の欄に記載した関係性と同じ。
4	成果３	複数の本邦研究機関（1～2 の機関程度を想定）	●連携方法： 成果 3 の活動において、複数の本邦研究機関が参画することが検討されている。一方で、現段階において具体的な研究テーマや研究者が確定していないため、本業務の中で再委託契約を締結するか、或いは JICA が直接契約/専門家派遣を行うか等は未定である。これら具体的な計画が明らかになった段階で、受注者は JICA との契約変更（業務人月の増加や再委託費の追加）を行った上で再委託契約を締結とする。また、いずれの場合でも受注者はプロジェクトの成果創出のためにこれら研究機関と密に連携・協働することが必要となる。 ●成果発現に向けた再委託先等との関係性： 再委託先については基本的に上記国立大学法人 A との再委託の欄に記載した関係性と同じ。JICA の直接契約/専門家派遣については上記国立研究開発法人 A の欄と同じ。

（４）プロジェクト実施体制・モニタリング

プロジェクト全体の調整及び意思決定を担う合同調整委員会（JCC）を設置することを Embrapa と合意済みである。JCC の議長は Embrapa 総裁が務めることとし、Project Director 及び各成果を担当する研究者についても特定されている。受注者は、JICA 専門家として Embrapa との日常的な連携・調整、半期ごとのモニタリング



報告書の作成及び年 1 回程度開催する JCC を通じてプロジェクト全体及び各成果の進捗状況を確認しつつ、Embrapa と共同でプロジェクトの円滑な実施を推進する。

（５）他協力事業との連携

本プロジェクトは、JICA の技術協力と資金協力といった複合的なスキームを活用するオファー型協力（『環境保護と農地開発を両立させた持続可能で生産性の高い成長プログラム』）の一環としてブラジル側と協議を進めてきたものであり、今後も本オファー型協力に記載の協力メニュー間の連携を意識的に推進することが求められる。

特に、本プロジェクト（技術協力）は、新規円借款「土壌劣化地域の回復及び持続可能な農業推進事業」（現在 L/A 調印前）と密接に連携して実施する。活動初期においては、円借款の融資対象地域を、本プロジェクトにおける土壌健全性指標、気候リスク評価、社会経済・環境評価等の分析対象地域として優先的に設定することを Embrapa と協議する。これにより得られたデータ並びに本プロジェクトで開発する劣化牧野マップ、技術パッケージ及び DSS については、分析されたデータや利用可能となった成果から順次、円借款業務での活用を図る。具体的には、①融資対象地域の優先順位付け、②融資判断における科学的根拠の提供、③融資対象農家・農

地のベースラインの把握、④土壌劣化地域の回復、低炭素農業の導入、農業生産性及び GHG 排出削減効果のモニタリング及び効果検証への活用が期待される。受注者は、上記の実現に向けて、Embrapa に加え、ブラジル農務省（MAPA）や農業技術管理者（円借款において農家向け技術支援やサブローン毎の事業実施監理支援等を行うコンサルタント）等円借款関係機関と必要な協議及び情報共有を行う。

また、上記の円借款に加えて、MAPA を対象とした技術協力個別専門家案件「劣化牧野回復及び持続可能な農地への転換プログラムに関するアドバイザー」が採択済みであり、当該アドバイザーが、MAPA において劣化牧野回復にかかる包括的実行プランの作成や定期的なモニタリング等の実施支援を通じて本プロジェクト及び円借款の連携を促進させることが期待されている。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙４「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

- 本成果に係る背景について情報収集し、プロジェクト開始直後に Embrapa と協議のうえ本プロジェクトにより取り組むべき課題や実施方針、活動計画、成果物、協働体制（プロジェクト専門家/Embrapa/協働機関/JICA の役割分担を含む）等を検討する。
- なお、前述のとおり、本プロジェクトの成果 1 において実施する研究業務には、国立大学法人 A 及び国立研究開発法人 A と連携・協働して進めるものが含まれる。これらの研究業務の概要は以下の表に記載したとおりである。

本プロジェクトの成果 1、活動群 1-2：土壌機能及び回復評価
活動： 1-2-1：劣化、回復過程及び回復済みの牧野において土壌サンプリング及び実験室分析を実施する。 1-2-2：土壌健全性指標の定義及び予測評価モデルを開発する。 1-2-3：土壌改良と温室効果ガス（GHG）排出削減との関係を定量化し、リスク評価モデルに統合する。 1-2-4：長期モニタリングデータを収集し、牧野回復の効果を検証する。
受注者は本活動全体を総括・推進する。再委託先となる国立大学法人 A は、受注者との契約内容並びに上記活動内容に沿って土壌機能及び回復評価に係る研

究活動を Embrapa の担当研究者と共同で推進することを想定する。

本プロジェクトの成果 1、活動群 1-3：牧野に関する気候リスク評価
活動： 1-3-1：AgS（農業作物シミュレータ）モデル 1 の校正及び検証により、既存の ARC（気候リスク評価）を高度化する。 1-3-2：気候データの統計的ダウンスケーリングを実施する。 1-3-3：将来の牧草生産性及び劣化リスクに関するモデルを開発する。 1-3-4：投資、保険、融資判断に活用可能な Municipality（自治体）レベルのリスク評価データ及びマップを作成する。
受注者は本活動全体を総括・推進する。当機構が派遣する国立研究開発法人 A の短期専門家（1 名を想定）は上記活動内容に沿って牧野に関する気候リスク評価に係る研究活動を Embrapa の担当研究者と共同で推進することを想定する。

- 各活動群 1-1～1-4 における活動計画及び協働体制について、日本の協働機関（活動群 1-2：国立大学法人 A、1-3：研究開発法人 A）及び Embrapa の各カウンターパート研究者（1-1：プロジェクトディレクター、1-4：経済評価の研究者）と密に協議を行い、合意形成を図る。プロジェクトの全期間及び各年の活動計画（国内での活動及び現地への渡航計画含む）や機材調達計画（主に活動群 1-2 の土壌健全性評価のための分析機材、その他 1-1 の劣化牧野マッピングに必要な衛星画像を想定）についても協議を行う。
- 活動群 1-1：劣化牧野マッピング及び 1-4：経済評価については現時点において協働機関もしくは JICA 短期専門家の投入・協働方法は特定されてないが、Embrapa と協働方法や必要な投入（本契約外、JICA 直営による投入を想定）について協議する。
- 以上を踏まえてワーク・プランの一部として取りまとめる。
- 協働機関が活動を実施するために必要な再委託契約を締結する。協働機関及び Embrapa との間の共同研究合意書や知的財産権の取り扱いなど必要な合意文書の作成が必要となる場合、基本的に同 2 者の間で内容等について協議・合意されるが、必要な情報提供など側面支援を行う。また、当機構による協議・意思決定が必要となる場合には、必要に応じて側面支援を行う。
- 上記で策定したワーク・プランに基づき各活動群の実施を推進する。研究活動群の 1-2、1－3 の各研究活動は基本的に協働機関と Embrapa 間で実施されるが、受注者はプロジェクト総括として常時進捗を把握することに努め、先導す

べき事項、介入すべき事項・タイミングがあれば能動的に協働機関・Embrapa の担当者と連携し、対応する。

【成果 1】（事前評価表から抜粋）
劣化牧野マッピング、土壌健全性、気候リスク及び経済評価に関する手法及びデータセットが開発される。
【活動】
1-1：空間的劣化及び土壌健全性評価
1-2：土壌機能及び回復評価
1-3：牧野に関する気候リスク評価
1-4：社会経済及び環境影響評価
※活動群 1-1～1-4 内の活動詳細内容は分量が多いためここでは記載を省略する。事前評価表を参照のこと。

② 成果２に関わる活動

- Embrapa が運用するシステム基盤や意思決定システム（DSS）に係る基本構想など成果 2 に関連する過去の議論や現状について情報収集・調査を行い、Embrapa と協議のうえ本プロジェクトにより取り組むべき実施方針、開発計画（設計計画、成果１及び成果３との連携方針、プロジェクト終了後の長期的な開発ロードマップ・運用維持方法を含む）、活動計画、成果物、協働体制等を検討する。
- 本プロジェクトで開発する具体的な成果物については Embrapa のデジタル農業担当者等と密に議論する。詳細計画策定調査での協議では本プロジェクトでは正式運用版ではなく、最低限の機能を備えた試作版（プロトタイプ/MVP（Minimum Viable Product））の開発と検証を行うこととしている。MVP の最低限の機能等としては、成果 1 の劣化牧野、土壌健康、農業気候リスク、経済性の 4 つの API データの相互運用を可能とするデータプラットフォームが構築されていることであり、プロジェクトは当該プラットフォームの運用及び利用者ガイドライン等を通じた制度的枠組みの構築まで支援する。MVP の主要ユーザーは Embrapa の運用維持管理担当者や研究者を含む内部関係者を想定する。外部ユーザー（プラットフォームの利活用対象者である農業研究者、農家、金融機関等）への一般公開或いは限定公開の要否は Embrapa と協議の上決定する。
- また、DSS の要件定義に際しては、研究及び政策立案のための利用に加え、新規円借款「土壌劣化地域の回復及び持続可能な農業推進事業」における活用もユースケースとして考慮する。具体的には、MAPA、農業技術管理者等による事業の進捗・効果モニタリング及び優先事業対象地の選定、仲介金融機関による案件形成時の参考情報としての活用、並びに Embrapa による土壌劣化度、土壌健

全性及び気候リスク等の分析を想定し、必要なデータ項目、機能、利用者権限及び運用方法について検討する。

- 協働体制について、受注者は、Embrapa のプロジェクトディレクターやデジタル農業担当者と連携し、本活動を推進することを想定する。ローカルのシステム開発ベンダー社など成果 2 の達成に必要な再委託内容（要件定義、設計、開発、テスト）を検討する。なお、受注者は同ベンダー社の契約管理を行い、Embrapa の意見も踏まえつつ要件定義内容や設計・開発状況等について品質管理を行う。システムのリリース後、同結果について検収を行う。
- 以上を踏まえワーク・プランの一部として取り纏める。
- 上記で策定したワーク・プランに基づきプロジェクト活動の実施推進を行う。

【成果 2】（事前評価表から抜粋）
データセットの相互運用性が確保され、DSS に統合される。
【活動】
2-1：DSS の概念、アーキテクチャ、想定ユーザー、ユースケース、提供価値及び利用者ごとに異なるダッシュボードを定義する。
2-2：資金調達及び収益面を含む、DSS の持続可能なビジネスモデルを設計する。
2-3：成果 1 で開発されたデータセット間の相互運用性を可能とする、モジュール型 API に基づくデータプラットフォームの設計及び開発を行う。
2-4：対象地域の優先順位付けを行い、政策立案、投資計画、及び対象地域における最適な持続可能な農業経営手法に関する意思決定を支援するための機能を開発する。
2-5：プロトタイプ／MVP の実装及び検証を行うとともに、利用者向けの文書及びガイドラインを作成する。
2-6：官民連携の可能性を含め、DSS の長期的な運用・管理のためのガバナンス枠組みを策定する。

③ 成果３に関わる活動

- 過去に農林水産省や JICA が実施した/実施中の実証事業や、参加した企業・法人の情報を含む成果３に関連する情報を収集する。なお、JICA が実施した調査については、同調査で実施した製品・技術に係る実証の進捗等を Embrapa 側も把握していることから、以下に示す選定プロセスを検討する際に、Embrapa 側の同調査に対する考え方や成果の活かし方について聞き取った上で適宜反映する。

【事例】

- 農林水産省「ブラジル劣化牧野回復モデル実証調査」
- JICA「ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査」

- 成果 3 については、事業事前評価表に記載のとおり、「気候変動リスクに対応した牧野、土壌管理手法及び栽培手法が開発されるとともに、パイロット実証を通じて普及及び展開戦略が策定」に基づき、実証事業の実施、効果測定及び普及展開戦略の策定等の活動を行うことが確定している。同内容に沿って、プロジェクト開始直後に Embrapa と協議のうえ確定していない事項である、本成果の共同研究/パイロット実証において取り組むべき牧野、土壌管理、栽培のテーマ/技術のニーズを特定し、実施方針（成果２：DSS との連携方針を含む）や活動計画等を検討する（参加機関の数（目安：2～4 機関）やパイロット実証の期間（目安：各機関 1 年間等）を含む)。JICA とも協議のうえ成果 3 の参加企業等を選定するための選定プロセスを検討する。
- 活動計画及び選定プロセスを検討する上で、各参加企業等の研究・実証内容によって、必要となる条件（圃場規模、人件費、実施期間（年数）等）やコストは異なる。そのため、発注者（JICA 本部）と上限額を含め協議するとともに、Embrapa との間でも活動内容について調整を行う。
- 本プロジェクトの成果 3 で取り組むそれぞれの研究機関や民間企業の共同研究/パイロット実証のテーマは上記のとおり Embrapa との協議や選定プロセスの結果に応じて決められていくが、概要例として以下の表に記載したようなテーマの研究/実証活動が想定される。受注者は、成果 3 の達成に向けて、各参加企業等の活動を総括し、効果的な技術・製品の開発及び普及戦略の策定を推進する。
- 本プロジェクトは新規円借款「土壌劣化地域の回復及び持続可能な農業推進事業」（現在 L/A 調印前）と密接に連携した実施が想定されるところ、成果 3 で取り組む共同研究/パイロット実証が行われる技術・製品の同円借款事業を通じた普及・展開に向けた戦略を策定する。

実証テーマ：新規バイオスティミュラント技術
実施内容： 1. 設計：実証圃場の選定、劣化牧野の状態の確認、対象となる作物の選定、評価指標の設定、バイオスティミュラント処理条件の検討、比較を行うための処理区の設定等 2. 実証：生育状況のモニタリング、結果について Embrapa と協議等 3. 効果分析・評価：評価指標の結果確認・検証、効果的な処理方法の検討

等。当該技術について、劣化牧野回復、農地転換、事業化可能性等を評価する指標の検討（土壌の科学・物理・生物性評価、作物の収量・栄養素・肥料削減効果等の評価、気候変動対策面の評価）。

4. 普及検討：以上を踏まえた、持続的管理及び今後の製品化・事業化に向けたシナリオの検討、課題の整理等

- 以上を踏まえワーク・プランの一部として取り纏める。
- 参加候補企業等の選定後、参加候補企業等と協議し、参実証内容（普及戦略案や DSS への連携案を含む）、実施期間及び予算等を仮決定した上で、Embrapa 及び JICA へ説明し、同内容を書面で合意する。
- その後、参加企業等が実証活動を実施するために必要な再委託契約を締結する。企業等及び Embrapa との間の共同研究合意書の作成が必要となる場合、基本的に同 2 者の間で内容等について協議・合意されるが、必要な情報提供など側面支援を行う。なお、JICA が指定する本邦研究機関或いは専門家が成果 3 の枠組みに参加する場合は、必要に応じて再委託契約の締結や業務管理・連携等の必要な対応を行う。上記で策定したワーク・プランに基づき活動の実施を推進する。本成果の最終成果物として各実証事業の結果報告書及び普及戦略を作成する。また、DSS との連携方針を踏まえ、各技術を DSS 上で閲覧・利用するために必要となる API データ等について Embrapa と協議し、協議結果に基づき、必要なデータを作成する。

【成果 3】（事前評価表から抜粋）
日伯連携を通じて、気候変動リスクに対応した牧野、土壌管理手法及び栽培手法が開発されるとともに、パイロット実証を通じて普及及び展開戦略が策定される。
【活動】
3-1：研究計画策定及び現地試験のため、Embrapa の試験圃場及び民間農場からパイロットサイトを選定する。
3-2：民間セクターとの連携を含め、牧野、土壌管理及び栽培に関する日伯共同研究計画を策定する。[研究計画]
3-3：牧野、土壌管理及び栽培技術の開発及び高度化を行う。[基礎研究]
3-4：劣化牧野回復及び農業生産の強化に適用される開発技術・製品の効果分析のための現地データを収集する。[応用研究／フィールド試験]
3-5：牧野、土壌管理及び栽培に関する経済的に持続可能な技術・製品の普及戦略を策定する。[戦略策定／普及]

（2）本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2 回 ① 国立大学法人Ａを訪問し土壌健全性等に係る短期研修を行う。 ② 国立研究開発法人Ａや成果 3 に参加する本邦企業/研究機関に訪問し視察・面談を行う。
対象者	Embrapa
参加者数	約 4 名/回
研修日数	約 14 日（移動日を含む）/回

（3）広報・セミナー等に関する活動

① 広報活動

別紙４「共通業務内容」に加え、本プロジェクトでは成果物として、プロジェクトの概要及び活動成果を紹介する動画（3～10 分程度）を計 5 本程度作成することを想定する。主な対象者は、ブラジル政府関係者、研究機関、民間企業、農業関係者及び日本国内の関係者とする。

② セミナー・ワークショップ等

プロジェクトの成果共有、関係機関との情報共有及び意見交換を目的として、セミナー・ワークショップ等を開催する。開催回数は全契約期間を通じて 10 回程度を想定し、対面またはオンラインにより実施する。各回の参加人数は 30～50 名程度を想定する。

（4）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』

（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1
ワーク・プラン	最初の現地渡航後 1 カ月以内	日本語及びポルトガル語	電子データ	1
半期報告・レビュー報告書	6 か月毎	日本語	電子データ	1
業務進捗報告書	第 1 期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語及びポルトガル語	電子データ	1
業務完了報告書	第 2 期の契約履行期限末日	日本語	製本	2 部
			CD-R	1 部
事業完了報告書	第 2 期の契約履行期限末日	日本語及びポルトガル語	製本	各 4 部
			CD-R	各 4 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

（2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

（3）詳細活動計画（WBS 等の活用）

（4）活動に関する写真

第６条　再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への現地再委託及び国内再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	土壌機能及び回復評価 【国内再委託】	成果１を達成するために必要な土壌機能及び回復評価に係る関連業務	一式	定額計上
2	意思決定支援システム（DSS）開発 【現地再委託】	成果２を達成するために必要なシステム開発/改修業務	一式	定額計上
3	パイロット実証 【国内再委託】	成果３の牧野、土壌管理手法及び栽培手法の開発、パイロット実証の関連業務	一式	定額計上

なお、本邦協働機関との（国内）再委託については、第 3 条の２．を参照のこと。

第７条　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、協働機関及び C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

本プロジェクトの供与機材は成果 1 活動群 1-2 に関係する機材が想定される。また、活動群 1-1 に必要な衛星画像の調達も想定される。想定規模は以下の表のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	土壌水分特性曲線測定装置	土壌の物理性・化学性・生物性評価のための各種測定を行う機材	1	供与機材	定額計上
2	ポータブルガスアナライザー		1	供与機材	定額計上
3	土壌内水・熱・ガスモニタリングシステム一式		1	供与機材	定額計上
4	イオンクロマトグラフ		1	供与機材	定額計上
5	デジタル PCR（dPCR）		1	供与機材	定額計上
6	GC-FID-MS		1	供与機材	定額計上
7	上記機材の消耗品費類（ガス類、試薬類等）		1	供与機材	定額計上

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

事業事前評価表

国際協力機構経済開発部
農業・農村開発第一グループ第三チーム

１．案件名（国名）

国名：ブラジル連邦共和国（ブラジル）

案件名：（和名）セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト

（英名）The Project for Recovery and Conversion of Degraded Pastures into Sustainable Agricultural Field in the Cerrado Region

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ブラジルは世界有数の農産物生産国であり、大豆及びトウモロコシの輸出量はそれぞれ世界第 1 位、第 2 位である（米国農務省、2024 年）。食品加工等のアグリビジネスを含む同国の農業セクターは、2023 年時点で GDP の 31%を占める主要産業となっている（米国農務省、2024 年）。JICA は 1979 年から 2001 年にかけて「日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）」を実施し、セラード地域における土壌改良及び穀物生産に係る協力を行った。この成果は、かつて食料輸入国であったブラジルが世界有数の穀物生産国へと発展することに大きく貢献した。

世界有数の食料供給国であるブラジルの農業セクターへの支援は、同国の経済発展のみならず、世界の食料安全保障の観点からも重要である。また、ブラジルは日本にとっても農産品の主要な輸入先であり、同国からの大豆及びトウモロコシの輸入は、それぞれ輸入量全体の 19%、20%を占め、米国に次ぐ第 2 位の輸入先国となっている（農林水産省、2024 年）。とりわけ、我が国の畜産業界が必要とする飼料の多くは、ブラジルから輸入するトウモロコシや大豆粕であり、同国の農業セクターは我が国の安定的な食料確保に不可欠な役割を果たしている。

一方、ブラジル全土には 107.6 百万 ha の中・低活性度の牧野が存在し、そのうち転換適地としての潜在的劣化牧野面積は 27.7 百万 ha と推定されており、土地が十分に有効利用されていないことが課題となっている。本来農業に適した土地であっても、経年劣化、不十分な土壌管理、過放牧等を要因として土壌の劣化が進み、生産性の低い放牧のみが行われている状況が見られる。他方、近年の国際的な食料需要の増大を背景に、農地転換を目的とした違法な森林伐採が行われており、これにより温室効果ガスの増加や生物多様性の損失等が進んでいると指摘されている。新たな森林伐採を伴うことなく、劣化牧野を回復させ、低炭素農業の導入等を通じて持続可能な農地へ転換する取組を促進することにより、低炭素農業の普及及び農作物の増産につなげることが急務である。

このような状況の下、ブラジル政府は 2023 年 12 月、劣化牧野の回復および持続可能な農業生産への転換を目的として、「劣化牧野を持続可能な農業生産と森林に転換

するための国家プログラム（PNCPD)」を発表した。その後、同プログラムは、農地回復にとどまらず、気候変動対策、脱炭素化及び持続可能な農業の推進を統合的に実現する国家戦略として再整理されるとともに、COP30 の開催を見据えた国際的な資金動員および民間投資の誘発を企図し、「投資可能な政策パッケージ」として再構築され、簡潔かつ象徴性を有する名称である「ブラジリアン・グリーン・ウェイ（Caminho Verde)」が用いられている。なお、同プログラムは、2035 年までに 4,000 万 ha の劣化牧野を回復させ、持続可能な農地へ転換することを目標に掲げている。同時に、ルーラ大統領は「地球の肺」と称されるアマゾン森林の保全のため、2030 年までに森林伐採ゼロを実現するとともに、1,200 万 ha の森林を再生することを政策として掲げ、環境保全及び気候変動対策を最重要政策の一つに位置付けている。さらに、ブラジル政府は「農業戦略計画（2020～2031)」において持続可能な農業の推進を重視しており、2022 年には「低炭素農業推進政策（ABC+)」を策定し、温室効果ガス排出を抑制する農業手法の導入に重点的に取り組んでいる。

以上のとおり、劣化が進み生産性が低下した土地を回復させることにより、安易な農地開拓を目的とした違法な森林伐採の抑制が期待される。また、回復した農地において低炭素農業が促進されることで、食料増産、森林伐採の抑制及び持続可能な農業の実現に寄与することが期待される。このような状況を踏まえ、ブラジル政府から、劣化牧野の回復及び持続的な農地への転換に資する技術協力プロジェクトの形成について要請があった。

本事業は、この要請を踏まえ、セラード地域における劣化牧野の回復及び農地転換を推進するブラジル農牧研究公社セラード研究所を対象として、セラード地域において日伯間の研究協力及び官民連携を通じ、劣化牧野のモニタリング・分析手法の開発、並びに劣化牧野の回復及び持続的な農地転換に資する技術開発を行う。これにより、政策の策定及び施策の実行に必要なデータ基盤と運用体制の構築を図り、劣化牧野の回復及び持続的な農地転換の促進に寄与するものである。

（２） ブラジルに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の「対ブラジル連邦共和国国別開発協力方針」（2024 年 9 月）の重点分野である「都市問題と環境・防災対策」のうち、開発課題「環境保全」及び協力プログラム「気候変動対策プログラム」に合致する。また、本事業は持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 13（気候変動対策）にも寄与する。

さらに本事業は、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略)「農業・農村開発（持続可能な食料システム)」及び JICA グローバル・アジェンダ「気候変動」及び「自然環境保全」における取組にも貢献する。

また本事業は、2024 年 5 月の岸田総理大臣のブラジル訪問時に日伯両政府が打ち出した「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI)」及び、2025 年 3 月の日伯首脳会談において策定された「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン 2025～2030」における持続可能な開発に向けた取組の柱の一つにも位置付けられている。

（３）他の援助機関の対応

ブラジル政府は PNCPD に資する協力の実現に向け、自己資金の投入を通じた Eco Invest Brazil プログラムの開催、そして他の開発金融機関の協力等を通じて、土地改良を目指している。

ブラジル政府は各国との間で資金動員を中心とした具体的な協議を進めている。中国については、2024 年 6 月の対中ミッションにおいて、アジアインフラ投資銀行（AIIB）に対し PNCPD が提示されるとともに、ブラジル国立開発銀行（BNDES）が中国開発銀行（CDB）及び AIIB と総額約 91 億レアル規模の契約・意向書を締結している。また、2025 年 9 月には「ブラジル・中国金融協力フォーラム」において、劣化牧野回復を含む資金動員が今後の協議継続が確認されている。

サウジアラビアについては、2023 年 7 月に政府間ワーキンググループの設置が合意されるとともに、国営農業投資会社（SALIC）が民間レベルでの投資検討を進める枠組みが構築されている。さらに、2024 年 9 月の G20 農業大臣会合や 2024 年 12 月の国連砂漠化対処条約締約国会議（COP16）等の機会を通じ、PNCPD に関連する投資案件の形成に向けた協議が継続的に実施されている。

また、米州開発銀行（IDB）は、劣化地回復を目的とした「Caminho Verde Brasil」プログラムの下で、約 100 万 ha の回復を目標とする資金動員に関与している。世界銀行については、PNCPD を直接対象とした支援は限定的であるものの、劣化牧草地の回復を含む土地利用改善プロジェクト（Vertentes）に対する資金支援を実施しており、PNCPD と補完的な関係にある。

３．事業概要

（１）事業目的

本事業は、ブラジル・セラード地域において、土壌劣化状況や気候リスクの把握、経済評価に関する手法及びデータセットを開発の上、情報システムを構築する。また、気候変動リスクに対応した土壌管理手法・栽培手法の開発とその展開戦略を策定する。以上により、劣化牧野の回復及び持続可能な農業開発に関する意思決定を支援する情報の整備及び運用枠組みを構築し、もって同地域における持続可能な牧野回復と農業生産に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

セラード地域

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ブラジル農牧研究公社（Embrapa）セラード研究所及び関係部署の職員

最終受益者：対象地域の農家

（４）総事業費（日本側）約 6.32 億円

（５）事業実施期間

2026 年 9 月～2031 年 9 月（計 60 か月）

（６）事業実施体制

実施機関：Embrapa セラード研究所（プロジェクト活動の総括）

関係機関：Embrapa 関連部門（デジタル農業（意思決定支援システムに係る活動を担当)、大豆研究所（大豆等の栽培技術に係る研究を担当）等）

（7）投入（インプット）

1）日本側

① 専門家派遣（合計約 137PM)：

（ア)長期専門家：総括、業務調整

（イ)短期専門家：リモートセンシング、気候リスク評価、土壌分析、経済分析等

② 本邦研修：プロジェクト活動に関連する特定分野における研修

③ プロジェクト活動に関連する機材供与（成果 1 を達成するために必要な機材等（土壌健全性の評価分析機材等))

④ プロジェクト活動に関連する現地経費（成果 2 の DSS 構築に必要な経費、成果 3 のパイロット実証に必要な経費等）

2）ブラジル側

① カウンターパートの配置

② 研究者の人件費の負担

③ 共同研究の実施に必要な事務スペース、試験圃場及び既存データの提供

（8）他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

本事業は、形成中である円借款「劣化地の回復を通じた持続的な農業推進計画（フェーズ 1（仮))」との連携が期待されている。本事業は劣化牧野マップ、土壌健全性指標、気候リスク評価、経済性分析モデル等を相互連携させる意思決定支援システム（DSS）の構築を通じ、政策立案や投資判断の高度化を図るものであるが、円借款においては、本 DSS を活用した融資後のモニタリング等への活用が期待されており、技術協力で得られる知見やツールを資金協力と連携させることで融資先となる農家による借款資金の効果的な活用を促進するなど相乗効果の発揮が期待される。また、農務省に「劣化牧野回復及び持続可能な農地への転換プログラムに関するアドバイザー」を派遣し、関連事業の進捗管理及び相互連携の強化を図る予定である。

また、本事業では日系企業等との連携も想定しており、農林水産省や JICA が実施するモデル実証調査に参画した日本企業等と連携し、セラード地域のモデルファームにおいて技術実証を行い、その成果も DSS に反映することで関係者の技術活用の意思決定に資する情報として活用することを想定している。さらに、これを円借款事業とも連携させることで、日本企業の技術の社会実装の促進も検討する。

2）他の開発協力機関等の援助活動

本事業では、劣化牧野回復及び持続可能な農地転換に係る政策・投資の推進に向け、他の開発協力機関等による資金協力や関連事業との連携が期待される。特に、米州開発銀行（IDB）が関与する「Caminho Verde Brasil」等の資金動員プログラム

や、世界銀行による劣化牧草地の回復を含む土地利用改善事業等は、PNCPD の推進を支える取組であり、農家がこれらの外部資金を獲得のうえ、本事業で構築する意思決定支援システム（DSS）や日本企業の技術を導入・活用することが期待される。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２） 横断的事項：本事業は、劣化牧野の回復と持続可能な農地への転換を促進するため、データ基盤の整備と技術開発・制度構築を通じて低炭素農業の実現を目指すものであり、温室効果ガスを 2032 年までに 59～67%削減する／農業分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC)」における目標と整合する。また、本事業は、森林伐採を抑制による温室効果ガスの排出削減から、気候変動緩和策（主目的）に資する。加えて、気候リスク評価を基に農業リスクゾーニングモデルを改良し、農業生産性の向上等が期待されることから、気候変動適応策（主目的）に資する。さらに、生物多様性保全（副次的目的）にも資する可能性がある。

３） ジェンダー分類：【GI(S)】ジェンダー活動統合案件

＜分類理由＞セラード地域においては、女性農家の割合が低く、その背景として、農業が男性中心とされる固定観念、女性専用施設の不足、土地・融資・公共政策等へのアクセス制限が存在している。また、生産に必要な投入財・資産・サービスへのアクセス制約により、女性農家が農業生産活動に十分参画できていないという課題がある。これに対し、本事業では、研究・技術開発を含むパイロット実証活動に際し、女性農家に便益をもたらす製品・技術を企業選定時の加点評価の対象とする等の方策を講じることにより、女性にとって利用しやすい農業投入財等の導入・普及を促進する。なお、これらの製品・技術の普及促進により、女性農家の生産性向上および労働時間の削減につながり、ひいては、女性の農業分野への参入促進に寄与することが期待される。

（１０）その他特記事項：特になし。

４． 事業の枠組み

（１）上位目標

日伯共同研究及び官民連携を通じて、セラード地域における持続可能な牧野回復及び農業生産の強化に資する基盤が活用される。

指標及び目標値

１）意思決定支援システム（DSS）を活用した牧草地の気候リスク分析や牧野回復施策がブラジルの公共政策として採用される。

２）DSS の利用者数が増加する。

（2）プロジェクト目標

セラード地域における劣化牧野回復及び持続可能な農業開発に関する意思決定を支援するための DSS 及び運用枠組みが開発される。

指標及び目標値

1）成果 1 及び成果２に基づき DSS のプロトタイプが開発され、公的機関、民間企業及び農業普及機関により検証されている。
2）成果 3 から得られた牧野回復及び農業生産の強化に関する技術パッケージが開発され、文書化されている。
3）成果 3 から得られた実証データ及び分析結果が DSS に提供されている。

（3）成果

成果 1：劣化牧野マッピング、土壌健全性、気候リスク及び経済評価に関する手法及びデータセットが開発される。

1-1：空間的劣化及び土壌健全性評価

1-1-1：利用可能な光学衛星データに基づき、セラード地域全域の最新の劣化牧野マップを作成する。

1-1-2：SAR（合成開口レーダ）を搭載した ALOS（陸域観測技術衛星）の観測データ及びその他の衛星データを活用し、土壌健全性分析のためにサンプリング地点におけるスペクトルデータを抽出する。

1-1-3：SAR 及びその他の光学衛星データと土壌健全性データとの関係を分析する。

1-1-4：パイロットサイト周辺地域における土壌健全性の状況を分析する。

1-1-5：分析結果を適用し、セラード地域周辺の土壌健全性の状況を示すデータ及びマップを作成する。

1-2：土壌機能及び回復評価

1-2-1：劣化、回復過程及び回復済みの牧野において土壌サンプリング及び実験室分析を実施する。

1-2-2：土壌健全性指標の定義及び予測評価モデルを開発する。

1-2-3：土壌改良と温室効果ガス（GHG）排出削減との関係を定量化し、リスク評価モデルに統合する。

1-2-4：長期モニタリングデータを収集し、牧野回復の効果を検証する。

1-3：牧野に関する気候リスク評価

1-3-1：AgS（農業作物シミュレータ）モデル[2]の校正及び検証により、既存の ARC（気候リスク評価）を高度化する。

1-3-2：気候データの統計的ダウンスケーリングを実施する。

1-3-3：将来の牧草生産性及び劣化リスクに関するモデルを開発する。

[2] Embrapa が気候リスク評価に用いる、土壌水分・蒸発散・作物生育等を統合した作物生育シミュレーションモデル。

1-3-4：投資、保険、融資判断に活用可能なMunicipality（自治体）レベルのリスク評価データ及びマップを作成する。

1-4：社会経済及び環境影響評価

1-4-1：多様な農業活動を含む農家レベルでの費用便益分析を実施する。
1-4-2：農家レベルから地域レベルへと拡張した場合の効果を分析する。
1-4-3：国家レベルでの社会経済及び環境影響評価を実施する。
1-4-4：土地利用タイプ別に、牧野回復及び作物転換戦略の比較分析を行う。

成果 2：データセットの相互運用性が確保され、DSSに統合される。

2-1：DSSの概念、アーキテクチャ、想定ユーザー、ユースケース、提供価値及び利用者ごとに異なるダッシュボードを定義する。
2-2：資金調達及び収益面を含む、DSSの持続可能なビジネスモデルを設計する。
2-3：成果1で開発されたデータセット間の相互運用性を可能とする、モジュール型APIに基づくデータプラットフォームの設計及び開発を行う。
2-4：対象地域の優先順位付けを行い、政策立案、投資計画、及び対象地域における最適な持続可能な農業経営手法に関する意思決定を支援するための機能を開発する。
2-5：プロトタイプ／MVPの実装及び検証を行うとともに、利用者向けの文書及びガイドラインを作成する。
2-6：官民連携の可能性を含め、DSSの長期的な運用・管理のためのガバナンス枠組みを策定する。

成果 3：日伯連携を通じて、気候変動リスクに対応した牧野、土壌管理手法及び栽培手法が開発されるとともに、パイロット実証を通じて普及及び展開戦略が策定される。

3-1：研究計画策定及び現地試験のため、Embrapaの試験圃場及び民間農場からパイロットサイトを選定する。
3-2：民間セクターとの連携を含め、牧野、土壌管理及び栽培に関する日伯共同研究計画を策定する。[研究計画]
3-3：牧野、土壌管理及び栽培技術の開発及び高度化を行う。[基礎研究]
3-4：劣化牧野回復及び農業生産の強化に適用される開発技術・製品の効果分析のための現地データを収集する。[応用研究／フィールド試験]
3-5：牧野、土壌管理及び栽培に関する経済的に持続可能な技術・製品の普及戦略を策定する。[戦略策定／普及]

５．前提条件・外部条件

（１）前提条件
・　特になし。
（２）外部条件
・　劣化牧野回復、低炭素農業及び持続可能な土地利用に関する政策方針が維持

される。

・　回復関連プロジェクトに対する官民の投資意欲が維持される。

6．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブラジル「アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト」（2021 年～2026 年）においては、研究活動に必要な旅費・日当・宿泊費等の現地調査費について、実施機関側の予算制度上の制約から十分に確保できない状況が生じた。また、データ連携基盤の開発後における運営・維持管理体制や資金調達の仕組みが十分に整理されておらず、持続的な運用に課題が残った。これらの教訓を踏まえ、本事業では、カウンターパート機関の予算制度を踏まえた役割分担及び必要経費の整理を事前に行うとともに、当面は JICA 専門家及び Embrapa を中心に活動を推進し、確実な成果創出を優先する。その上で、将来的な事業拡大を見据え、外部資金の活用可能性を検討する。また、DSS の開発にあたっては、開発段階から運用主体及び運営体制、資金調達・収益化の仕組みを含む持続可能なビジネスモデルを検討し、関係機関間での合意形成を図ることで、長期的な運用・維持管理の確実性を高める。

7．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、劣化牧野の回復及び持続可能な農地転換を通じて、森林伐採の抑制、温室効果ガス排出削減及び食料増産に資するものであり、SDGs のゴール 13「気候変動への具体的対策」に貢献すると考えられることから、実施する意義は高い。

8．今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標

4．のとおり。

（2）今後の評価スケジュール

事業完了時　完了時評価

以　上

別紙２

プロジェクト概要の概念図

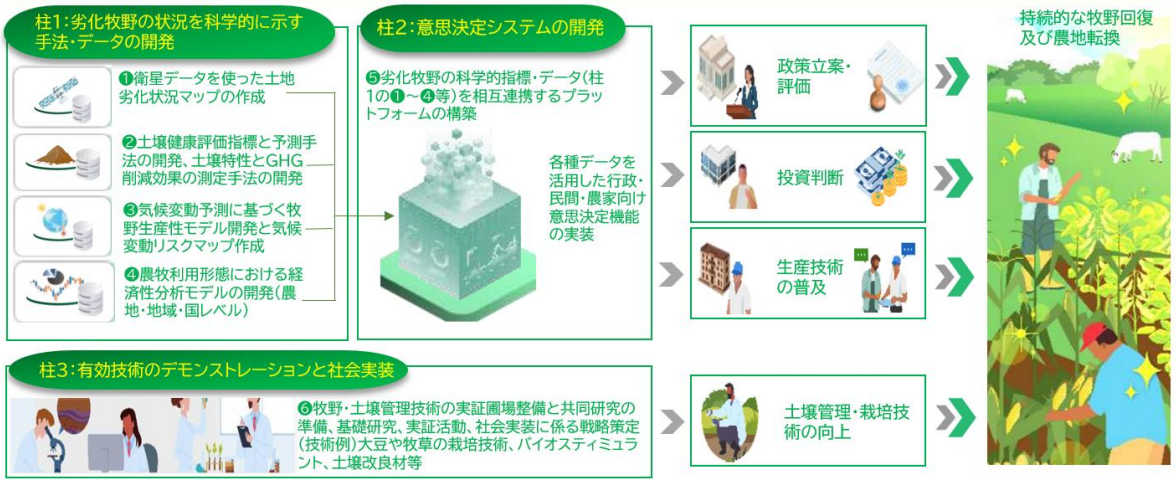
ブラジル国「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」

【背景】
○ブラジルは世界有数の農産物生産国であり、日本にとっても農産品の主要な輸入先（大豆及びトウモロコシの輸入は、輸入量全体の約20%を占め、米国に次ぐ第2位の輸入先国）。
○ブラジル全土には約100百万haの中・低活性度の牧野が存在し、そのうち農地転換適地としての潜在的面積は約28百万haと推定されており、土地が十分に有効利用されていない。
○経年劣化、不十分な土壌管理、過放牧等を要因として土壌の劣化が進行。生産性の低い放牧のみが行われている土地が多い。
○国際的な食料需要の増大を背景に、農地転換を目的とした違法森林伐採が行われており、温室効果ガスの増加が進行。
○ブラジル政府は、「劣化牧野を持続可能な農業生産と森林に転換するための国家プログラム（PNCPD）」を発表し、2035年までに4,000万haの劣化牧野を回復させ、持続可能な農地へ転換することを目標に掲げている。


セラード地域の劣化牧野

協力内容

【事業の目的】ブラジル・セラード地域において、日伯間の研究協力及び官民連携を通じて、劣化牧野のモニタリング・分析手法の開発並びに劣化牧野の回復及び持続的な農地への転換に資する技術開発を行うことにより、政策の策定及び施策の実行に必要なデータ基盤と運用体制を構築し、同地域の天然資源及び環境と調和した農業開発に寄与するもの。



別紙３

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（5）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2．選択項目

☒他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

別紙４

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、１年に１度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：農業・農村開発分野における各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙 5 プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号)】

② 対象国及び類似地域：ブラジル国及び中南米地域

③ 語学能力：英語またはポルトガル語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

本件に係る業務工程は、2027 年 1 月に開始し、約 60 ヶ月後の終了を目処とし、以下の 2 つの期間に分けて業務を実施します。

第１期：2027 年 1 月　～　2029 年 1 月（２４か月）

第２期：2029 年 1 月　～　2032 年 1 月（３６か月）

第 1 期は、第 2 章特記仕様書案第 4 条に定める成果１～３に係るワークプランの策定及び活動の開始を含め、プロジェクト全体の計画策定等を行う重要な期間となります。このため、受注者は、当該期間において集中的に現地渡航を実施することを想定します。第 1 期の契約期間終了時には、次期契約期間における業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て、契約書を締結することとします。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約 52.97 人月

本邦研修に関する業務人月 5.8 を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては R/D に記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数の目途　延べ 28 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への現地再委託及び国内再委託を認めます。

	項目	仕様
1	土壌機能及び回復評価 【国内再委託】	成果１を達成するために必要な土壌機能及び回復評価に係る関連業務
2	意思決定支援システム（DSS）開発 【現地再委託】	成果２を達成するために必要なシステム開発/改修業務
3	パイロット実証 【国内再委託】	成果３の牧野、土壌管理手法及び栽培手法の開発、パイロット実証の関連業務

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書

- R/D
- 具体的な国内再委託先及び再委託方法に関する情報

2）公開資料

なし

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/D を参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 （C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はポルトガル語です。）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（ URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html ）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）の A 案と対面開催（上限超過）の B 案がある場合、プロポーザルでは上限額内の A 案を記載、本見積には A 案の経費を計上します。B 案については、A 案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B 案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

344,673,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自

社負担とします。

1） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

2） 上限額を超える別提案に関する経費

3） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

■　本案件は定額計上があります（203.029,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	土壌健全性評価機材	「第２章　特記仕様書案」第4条2.（１）①成果１に関わる活動「活動群 1-2：土壌機能及び回復評価」	50,000,000 円	土壌健全性評価機材（土壌水分特性曲線測定装置、ポータブルガスアナライザー、土壌内水・熱・ガスモニタリングシステム一式、イオンクロマトグラフ、デジタル PCR（dPCR)、GC-FID-MS、上記機材の消耗品費類（ガス類、試薬類等))	機材費
2	土壌機能及び回復評価【国内再委託】	「第２章　特記仕様書案」第4条2.（１）①成果	60,000,000 円	国立大学法人 A との再委託契約（1 回） 成果１を達成するため	再委託費（国内再委託費）

		１に関わる活動「活動群 1-2：土壌機能及び回復評価」		に必要な土壌機能及び回復評価に係る関連業務	
3	意思決定支援システム（DSS）開発【現地再委託】	「第２章　特記仕様書案」第4条2.（１）②成果２に関わる活動	10,000,000 円	システム開発ベンダー社との再委託契約(1回) 成果２を達成するために必要なシステム開発/改修業務	再委託費（現地再委託費）
4	パイロット実証【国内再委託】	「第２章　特記仕様書案」第4条2.（１）③成果３に関わる活動	60,000,000 円	複数の日系企業等（3-5 社程度を想定）との再委託契約（3～5 回） 成果３の牧野、土壌管理手法及び栽培手法の開発、パイロット実証の関連業務	再委託費（国内再委託費）
5	本邦研修	「第２章　特記仕様書案」第４条２.（２）本邦研修・招へい	23,029,000 円	研修１回あたり、報酬（事前業務（3 号　0.4 人月及び 5 号 1 人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では 3 号 1.5 人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可））、直接経費（1,580,500 円）。研修は 2 回実施を想定。	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）その他留意事項

渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

別紙 5：プロポーザル評価配点表

別紙 5

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（1）類似業務の経験	6	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2．業務の実施方針等	**(70)**	
（1）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（2）要員計画／作業計画等	(10)	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
3．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1）業務主任者の経験・能力：業務主任者/○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者/○○	**(－)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
3）業務管理体制	**(－)**	**(4)**